## 法第13条第1項及び省令第4条に基づく書面(公共機関用)

(別紙3)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

1. 分別解体等の方法

	<b>.</b>	程	<i>[f</i>	र्गा≻		容	分別解体等の方法
	工		作	業	内		(解体工事のみ)
	①仮 設		仮設:	工事			□手作業
工程	①似 砇		□有		□無		□手作業・機械作業の併用
性ごと			土工	事			□手作業
$\mathcal{O}$	②土 工		□有		□無		□手作業・機械作業の併用
作業内	③基 礎		基礎	工事			□手作業
容及			□有		□無		□手作業・機械作業の併用
び	④本体構造		本体	構造のエ	<b>二</b> 事		□手作業
解体方法	<b>少</b> 本件情但		□有		□無		□手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品		本体化	付属品の	)工事		□手作業
			□有		□無		□手作業・機械作業の併用
	⑥その他		その作	也の工事			□手作業
	(	)	□有		□無		□手作業・機械作業の併用

(注)分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費)

円(税抜き)

※受注者の見積金額を記入する

- (注)・解体工事の場合のみ記載する。
  - ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
  - ・仮設費及び運搬費は含まない。
- 3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所	在	地	

4. 再資源化等に要する費用(直接工事費等) (注)・運搬費を含む

円(税抜き)

## 法第13条第1項及び省令第4条に基づく書面(公共機関用)

(別紙1)

建築物に係る解体工事

1	分別	イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ	<b>木</b> 垒	$0$ $\pm$	;
т.	נים וגל	四年	平平	Vノノ.	1175

工程	工   程	作業内容	分別解体等の方法
		建築設備・内装材等の取り外し	□手作業
	①建築設備•内装材等	□有    □無	□手作業・機械作業の併用
الله الأ			併用の場合の理由( )
$\mathcal{O}$		屋根ふき材の取り外し	□手作業
作業内容及び解体方法	②屋根ふき材	□有    □無	□手作業・機械作業の併用
			併用の場合の理由( )
	③外装材·上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し	□手作業
	<b>②作表例</b> ,工即構起即分	□有    □無	□手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し	□手作業
	少	□有    □無	□手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の取り壊し	□手作業
	( )	□有    □無	□手作業・機械作業の併用

(注)分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費)

円(税抜き)

※受注者の見積金額を記入する

- (注)・解体工事の場合のみ記載する。
  - ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
  - ・仮設費及び運搬費は含まない。
- 3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地

4. 再資源化等に要する費用(直接工事費等)

円(税抜き)

(注)・運搬費を含む

※受注者の見積金額を記入する

## 法第13条第1項及び省令第4条に基づく書面(公共機関用)

(別紙2)

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

1	分別解体等の方	洪
⊥.	/.1 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	1/4

	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			1			
	工程	作業内	容	分別解体等の方法			
	①造成等	造成等の工事		□手作業			
工程	10 担 成 寺	□有   □	無	□手作業・機械作業の併用			
程ごと	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工	□手作業				
の作	② 宏旋、 宏旋、 ( )	□有   □	無	□手作業・機械作業の併用			
業内	③上部構造部分•外装	上部構造部分•外装	□手作業				
容及	●工即 <del>博</del> 坦即分·外袭	□有   □	無	□手作業・機械作業の併用			
及び解	   ④屋根ふき材	屋根の工事		□手作業			
体方	(単位なら)	□有   □	無	□手作業・機械作業の併用			
法	⑤建築設備・内装等	建設設備・内装等の	□手作業				
	□ 使采成佣 * P1 表 守	□有   □	無	□手作業・機械作業の併用			
	⑥その他	その他の工事		□手作業			
	( )	□有   □	無	□手作業・機械作業の併用			
(注)	(注)分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。						
2. 角	2. 解体工事に要する費用(直接工事費) 円(税抜き)						
3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地							
	特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所	在地			

4. 再資源化等に要する費用(直接工事費等) (注)・運搬費を含む 円(税抜き)

※受注者の見積金額を記入する